

こどもまんなかマーク使用要領

〔令和 5 年 7 月 2 0 日
こども家庭庁長官官房長決定〕

最終改正 令和 5 年 8 月 2 8 日

(目的)

第 1 条 この要領（以下、「本要領」という。）は、別紙に定める「こどもまんなかマーク」（以下、「本マーク」という。）を使用するに当たっての必要事項を定めるものとする。

2 本マークは、事業主や個人等によるこどもまんなかアクションの趣旨への賛同の意思を表明するためのものであり、本マークの使用により、国民からのこどもまんなかアクションの識別性を向上させ、こどもまんなかアクションを推進し、こどもまんなか社会の実現に向けた啓発を行うものである。

(本マークに関する権利等)

第 2 条 本マークに関する一切の権利は、こども家庭庁長官に属する。

2 本マークは、こども家庭庁に無断で使用することはできず、本マークの使用を希望する者は、次条の規定に従い事業者登録を行った上で、第 4 条の規定に従い使用許諾を受けなければならない。

(事業者登録)

第 3 条 前条第 2 項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、事業者登録申請書（様式 1）をこども家庭庁に提出しなければならない。

2 こども家庭庁は、前項の規定による使用申請があった場合には、審査の上、適正と認められる場合には事業者登録を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

3 こども家庭庁は、事業者登録の申請者が次のいずれかに該当する場合には、その登録を行わないものとし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団員

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）

三 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者

四 政党若しくは宗教団体又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

- 五 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行うおそれがある者
 - 六 こども家庭庁の信用又は品位を害すると認められる行為を行うおそれがある者
- 4 こども家庭庁は、第1項の規定による事業者登録の申請があった場合には、申請者に対して、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(使用許諾申請)

- 第4条 第2条2項の規定により本マークの使用許諾を受けようとする者は、前条の規定により事業者登録を受けた後で、使用許諾申請書(様式2)をこども家庭庁に提出しなければならない。
- 2 こども家庭庁は、前項による使用許諾申請があった場合には、審査の上、申請者による本マークの使用が第1条第2項に定める目的に合致すると認められる場合には、使用許諾を行うものとする。なお、こども家庭庁は、本マークの使用許諾を行うに当たり、必要に応じて条件を付すことができる。
- 3 こども家庭庁は、申請者に対して、前項に基づく審査の結果を通知するものとする。
- 4 こども家庭庁は、第2項に基づく審査を行うに当たり、申請者に対して、審査に必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 こども家庭庁は、使用者が使用許諾申請により提出した使用者の情報及び使用者が本マークを活用して実施する取組の内容につき、各種情報発信等(ホームページへの掲載やSNSでの情報発信を含む。)に活用することができる。

(遵守事項等)

- 第5条 本マークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 本マークの使用に当たり関係法規を遵守するとともに、本マークの機能と品位を損なうことのないよう努めること。
 - 二 使用許諾を受けた範囲で本マークを使用すること。
 - 三 本マークの使用に当たっては、「こどもまんなかマークデザインマニュアル」を遵守すること。
 - 四 本マークと誤認混同のおそれのある類似のマークを使用しないこと。
 - 五 第三者に対し、本マークの使用を許諾しないこと。
 - 六 第三者に対し、使用許諾を受けた権利を承継しないこと。
 - 七 こども家庭庁から要請がある場合は、本マークの使用実態の報告等を行うこと。
- 2 本マークの使用者は、本マークの使用が次のいずれかに該当する場合には、本マークを使用してはならない。
- 一 法令及び公序良俗に反する場合
 - 二 こども家庭庁の信用又は品位を害する場合
 - 三 特定の商品名やブランド名として使用する場合

- 四 第三者の権利又は利益を害する場合
- 五 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合
- 六 特定の政治的、宗教的又は思想的主張に関する場合
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合

（使用料）

第6条 本マークの使用料は、無料とする。

（事業者登録又は使用許諾の取消し）

第7条 こども家庭庁は、事業者登録を受けた者又は使用許諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録若しくは使用許諾又はその両方を取り消すことができる。

- 一 事業者登録申請書又は使用許諾申請書の記載内容に虚偽があった場合
 - 二 第3条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合
 - 三 第5条第1項又は第2項の規定に違反した場合
 - 四 その他事業者登録又は使用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 こども家庭庁は、前項の規定に基づき事業者登録若しくは使用許諾又はその両方を取り消す場合には、取消しを受けた者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により事業者登録若しくは使用許諾又はその両方の取消しを受けた者は、本マークの一切の使用を行ってはならない。
- 4 こども家庭庁は、使用許諾の取消しを受けた者に対して、使用許諾の取消しを受けた対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 こども家庭庁は、この条の規定に基づき事業者登録若しくは使用許諾又はその両方の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（事業者登録又は使用許諾の変更等）

第8条 事業者登録を受けた者又は使用許諾を受けた者が、事業者登録又は使用許諾の内容について変更しようとする場合は、こども家庭庁に対し、変更届（様式3）を提出しなければならない。

- 2 こども家庭庁は、前項の変更届が提出された場合には、第3条又は第4条の規定を準用してその審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての事業者登録又は使用許諾を行う。
- 3 こども家庭庁は、申請者に対して、前項に基づく審査の結果を通知するものとする。
- 4 事業者登録を受けた者又は使用許諾を受けた者が、当該登録を受けた事業者が行う事

業又は当該許諾を受けた使用を終了した場合には、速やかに廃止届（様式4）を提出しなければならない。

（責任等）

第9条 本マークの使用に関する第三者からのクレーム等には、本マークの使用者が責任を持って対応するものとし、本マークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合であっても、こども家庭庁は一切責任を負わないものとする。

2 本マークの使用者が、本マークの使用に際して故意又は過失によりこども家庭庁に損害を与えた場合には、これによって生じた一切の損害をこども家庭庁に賠償しなければならない。

3 本マークの使用に当たって要する一切の費用（第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含む。）については、使用者が負担するものとし、こども家庭庁は一切の費用を負担しないものとする。

（本要領に基づく事務）

第10条 本要領に関する一切の事務（事業者登録、使用許諾申請及び変更届の事務を含む。）については、こども家庭庁又はこども家庭庁が承認するこどもまんなかアクション事務局が行う。

（要領の変更）

第11条 本要領が変更された場合において、変更前の要領に基づく事業者登録及び使用許諾に関しても変更後の要領を適用する。

附 則

この決定は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

この決定は、令和5年8月28日から施行する。

(別紙)

こども
まんなか